

時事新報定價
時事新報は毎號八面乃至十二面にして詳細なる商況物
價の報告あり其代價は左の如し

- 時事新報定價
一 號 貳圓五厘
二 號 貳圓五厘
三 號 貳圓五厘
四 號 貳圓五厘
五 號 貳圓五厘

時事新報送付料
一 日本國內並に朝鮮京城、仁川、釜山、元山、
二 南亞米利加、中央亞米利加、米國若くは加拿大を
三 北米合衆國、英領加拿大、布哇諸島
四 香港を經て郵送する亞細亞諸島、太平洋諸島、
五 露領浦羅斯德、清國諸島

本社へ寄稿せしむ
東京府下を始め各府縣に通信社なるものありて是より
各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を
撰載するより各社同一の記事を撰載するより算からず獨
り時事新報社は社員並に通信員の多きを以て新聞社の
に通信を依頼せずとも世間往々此事を知らずして通
信社に之を依頼すれば本社にも其報道は達する事と信
ずる方多きが如し爲めに行進の生じたる場合も算か
らざれば本社に記事論説を寄稿せんとする方直接に
本社に寄稿せしむるを請ふ

時事新報

英國の干渉
近日の時事新報にも記したる如く過般以來英國が歐戰
に参入するに始りては數度の軍艦を東洋に派遣し
たるに就ては或は其目的は單に自國居留民の生命財產
を保護するが爲めに非ずして日本に向て兵力的干渉を
試みるが爲めなりとの説を爲す者あり元來今國の戰爭
に關係する者は唯日本と支那とのみならず是が外に
關係するは正に兩國の事務にして兼るなる局外國が参
入がまじし其間に關係するとは其だ以て謂れなき次第
なり

抑も英人申すの如く一國に支那に味方して日本の進路
を妨げんと欲する者あるは何故なるかと尋るに決して
日本に對して遺憾を抱く者に非ざれども諸君所使等は
多年來東洋に對するの政策を一にして置て變遷に乏し
く世界の形勢は日に月に進歩して面目を新にするも
英國人の眼に映する所以百年前の東洋も百年後の東洋
も正しく同一様にして舊昔の政策都て實際の形勢に後
れたる其中にも先人の言傳に由り支那を現在のまゝ
に保存するは英國の利益なりと思惟して斯くは日本の
戰勝を恐れ氣遣ふ者に外ならざる可し然れども我輩の
毎度切論したるが如く今日の形勢に照して此言傳は
事實に阻礙するの妄想は有る可らず蓋し東洋に於ける
英國の利益は二様に於て一は政治上の利益、一は商賈
上の利益是れなり英國にして若し政治上の利益を損
張せんと欲せば何れに於て置き東洋の強國を同盟して
急相救ふの約を結ぶに勝るの良策はなかる可し如何に
なれば現在未來英國と利害を異にし常に其隙を窺ふ
自家の領土を廣め自家の權勢を加へんと欲する者
國は一にして足らず是等の國をば悉く相手にして首尾
よく其侵略の運動を喰止るもは英國の獨力を以てし
て決して容易の業にあらざればなり然るに今東洋二大
國の兵力を比較するに日本の支那に優るものと數等の上
に在るは今回の戰爭に由りても明々白々の事實なれば
英國の爲めに謀りて無力無能なる支那の歡心を買はん
として徒に日本人を激怒せしむるよりも寧ろ日本の
爲す所に任せて充分に戰勝の報酬を得せしめ以て其
好意を全するの得策なるは嗚呼を俟たずして明なり
又商賈上より論じて支那を亡ぼすときは是れが爲め英
國は東洋第一の貿易市場を失ふが故に飽くまで之を
助けて日本をして戰勝の利益を悉くせしむ可らずとの
立言あれども固より取るに足らざる愚論のみ何となれ
ば第一日本の目的は元來支那を亡ぼさんとする者にあ
らざればなり又第二に日本は一步を譲りて日本が支那の
領土を大に分割したりとせんか、是れが爲めに寧ろ英
國の貿易に損害を及ぼすの理由なればなり然るのみな
らば若し日本にして支那に領地を開き茲に新政府を
設立して道路を造り鐵道を敷き電氣を築き製造所を建
てるが如きとあらば寧ろ天然の富源なる支那の内地は
忽ちにして非常の繁華を致し人民に購買の餘力を生じ
て英國製造業者の爲めには世界無二の好得意を爲るや
疑を容れず英國人は商賈上の利益を思ふの結果として
日本が支那を征服せんことを祈る可き筈なるに
却て日本軍の勝利に心を痛ましむるとは我輩の頗る合
點に苦しむ所なり支那が外國貿易に従事するは既に百
餘年に及ぶも其輸出入現在の總額は僅に二億五千
萬兩内外に過ぎず英國の政略が如何に舊來の位置
(Setting point) を維持するに在りて云ふも斯の如く進歩
の遲々たる實情に鑑みて却て之を改革せんとなす
る者を敢視するが如き極端の頑固に陥るもは萬々あ
る可らず以上如き次第にして政治上より觀るも商賈
上より觀るも今日支那に對して局外中立の實を
成るは英國の利益に非ざるものと明なれば我輩は英國
の政略の放棄を信するの厚き彼れが今日の場合に兵力
の干渉を遂てつゝありとの説は必ず無根なりと斷言す
る者なり

雜報

○神佛各宗に關する法律案

- 第一條 神道各派佛道各本山に各一人の管長を置く
第二條 管長を定むべき規則は神佛各宗の教規宗規を
第三條 管長は各宗の立教開宗の主義に由りて左項の條
第四條 管長は各宗の分限及其の稱號を定むる事
第五條 管長は各宗の分限及其の稱號を定むる事
第六條 管長は各宗の分限及其の稱號を定むる事
第七條 從來各派各本山聯合して一管長を置きたるも
第八條 此の法律は明治二十八年四月一日より施行す
第九條 從前の法規にして此の法律に抵觸するものは
此の法律施行の日より其の効力を失ふ

理由
明治十七年太政官達第十九號は神佛各宗の管長並に
教規宗規の認可を内務省に與へたるものにして即ち
政權を以て宗教の自主を著し憲法第二十八條に背反す
るものなり然れども内務省の監督權を全く廢止して各
宗派の自治に放任するは今日文化の程度に於て何早に
失するの嫌あるを以て即ち管長並に教規宗規等以て之
を届出せしむるを以て第五條に於て監督權の範圍を明
確にしたるなり

又該達は神道各派佛道各本山に管長一人を置くこと
原則と爲すとして一派一宗に一管長を置くを以て原則
と爲したるは頗る宗教固有の性質に反し各宗派内に種
々の紛擾を生ずるに至るを以て即ち本山制を原則と爲
したるものなり

又社寺の古文書寶物の類は國家の歴史及美術に關する
を以て永權上忽略に付すべからず依て第四條に於て特
に保存の方法を設け其の手續を簡便にせり
又該達には行政處分に對し訴ふるに途なきを以て第六
條規定の必要を感せし所以なり

本政官第十九號
自今神佛各宗の管長並に教規宗規の認可を内務省に
與へたるものにして即ち政權を以て宗教の自主を著し
憲法第二十八條に背反するものなり

第一條 管長を定むべき規則は神佛各宗の教規宗規を
第二條 管長は各宗の立教開宗の主義に由りて左項の條
第三條 管長は各宗の分限及其の稱號を定むる事
第四條 管長は各宗の分限及其の稱號を定むる事
第五條 管長は各宗の分限及其の稱號を定むる事
第六條 管長は各宗の分限及其の稱號を定むる事
第七條 從來各派各本山聯合して一管長を置きたるも
第八條 此の法律は明治二十八年四月一日より施行す
第九條 從前の法規にして此の法律に抵觸するものは
此の法律施行の日より其の効力を失ふ

理由
明治十七年太政官達第十九號は神佛各宗の管長並に
教規宗規の認可を内務省に與へたるものにして即ち
政權を以て宗教の自主を著し憲法第二十八條に背反す
るものなり然れども内務省の監督權を全く廢止して各
宗派の自治に放任するは今日文化の程度に於て何早に
失するの嫌あるを以て即ち管長並に教規宗規等以て之
を届出せしむるを以て第五條に於て監督權の範圍を明
確にしたるなり

又該達は神道各派佛道各本山に管長一人を置くこと
原則と爲すとして一派一宗に一管長を置くを以て原則
と爲したるは頗る宗教固有の性質に反し各宗派内に種
々の紛擾を生ずるに至るを以て即ち本山制を原則と爲
したるものなり

又社寺の古文書寶物の類は國家の歴史及美術に關する
を以て永權上忽略に付すべからず依て第四條に於て特
に保存の方法を設け其の手續を簡便にせり
又該達には行政處分に對し訴ふるに途なきを以て第六
條規定の必要を感せし所以なり

本政官第十九號
自今神佛各宗の管長並に教規宗規の認可を内務省に
與へたるものにして即ち政權を以て宗教の自主を著し
憲法第二十八條に背反するものなり

第一條 管長を定むべき規則は神佛各宗の教規宗規を
第二條 管長は各宗の立教開宗の主義に由りて左項の條
第三條 管長は各宗の分限及其の稱號を定むる事
第四條 管長は各宗の分限及其の稱號を定むる事
第五條 管長は各宗の分限及其の稱號を定むる事
第六條 管長は各宗の分限及其の稱號を定むる事
第七條 從來各派各本山聯合して一管長を置きたるも
第八條 此の法律は明治二十八年四月一日より施行す
第九條 從前の法規にして此の法律に抵觸するものは
此の法律施行の日より其の効力を失ふ

理由
明治十七年太政官達第十九號は神佛各宗の管長並に
教規宗規の認可を内務省に與へたるものにして即ち
政權を以て宗教の自主を著し憲法第二十八條に背反す
るものなり然れども内務省の監督權を全く廢止して各
宗派の自治に放任するは今日文化の程度に於て何早に
失するの嫌あるを以て即ち管長並に教規宗規等以て之
を届出せしむるを以て第五條に於て監督權の範圍を明
確にしたるなり

又該達は神道各派佛道各本山に管長一人を置くこと
原則と爲すとして一派一宗に一管長を置くを以て原則
と爲したるは頗る宗教固有の性質に反し各宗派内に種
々の紛擾を生ずるに至るを以て即ち本山制を原則と爲
したるものなり

又社寺の古文書寶物の類は國家の歴史及美術に關する
を以て永權上忽略に付すべからず依て第四條に於て特
に保存の方法を設け其の手續を簡便にせり
又該達には行政處分に對し訴ふるに途なきを以て第六
條規定の必要を感せし所以なり

本政官第十九號
自今神佛各宗の管長並に教規宗規の認可を内務省に
與へたるものにして即ち政權を以て宗教の自主を著し
憲法第二十八條に背反するものなり

○劉坤一の出
清軍總督劉坤一の出陣
新聞に記する所は左の如し
通州に駐する劉坤一は、

○ハンチツケンは
客將漢納根軍門は近頃
國大皇帝に謁見し意見
を陳言し久しく重く恩賞
を蒙りて兵五營を帶び速
くを命ぜり軍門等退出
帝官用勳勞萬里を明察
として志を得せしめし

○軍用電信
盛京省金州旅順間の我
電の簡所を生じて通信
の便其後報道に接せ
判然せず又總子高と莊
時より開通し更に總子
午前四時二十分より不
接せず最も鴉子高は海
る所あるか或は暴風の
依てか兎角不通となり
遠からず開通するに至
の途せざるは之が爲め

○長野縣の教科書
より教科書委員會を開
其職務を定むるより
委員職務ならは其職
る所を見之昨今は貴紳
に據りて其職務を以て
て類りに違ふに於て
ら五限りは、

○平安神宮遷座式
安土宮及び大宮の遷
を以て遷座式を挙
奉る二十四日御分靈式
は東京を御出坐ありて
らせられ更に三月一日